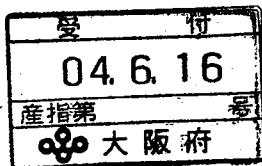


## 産業廃棄物処理計画実施状況報告書

2022年 6月 16日

大阪府知事 殿

## 提出者



住 所 岡山県岡山市北区内山下1-1-13  
 氏 名 株式会社 大本組  
 安全環境品質部長 谷本 安弘  
 電話番号 086-227-5164

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和3年度の産業廃棄物

処理計画の実施状況を報告します。

事 業 場 の 名 称	株式会社大本組 大阪支店 大阪府内 建設工事作業所 (大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市、東大阪市内を除く)
事 業 場 の 所 在 地	(作業所) 大阪府内(大阪市、堺市、吹田市、豊中市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市、東大阪市内を除く) (事業者) 大阪府大阪市北区南森町2-2-4
事 業 の 種 類	建設業 総合工事業・一般土木建築工事業【0611】
産業廃棄物処理計画における 計 画 期 間	令和3年 4月 1日 ~ 令和4年 3月 31日(1年間)

## 産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排 出 量	8,985t	全 処 理 委 託 量	8,985t
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	0t	優良認定処理業者への 処理委託量	10t
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0t	再生利用業者への 処理委託量	8,952t
自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	0t	認定熱回収業者への 処理委託量	0t
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0t	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0t
※事務処理欄			

(日本産業規格 A列4番)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: ①木くず)

有償物量
------

不要物等発生量
---------

項目	実績値
①排出量	11
②+③自ら再生利用を行った量	0
⑤自ら熱回収を行った量	0
⑦自ら中間処理により減量した量	0
⑨自ら埋立処分を行った量	0
⑪全処理委託量	11
⑫優良認定処理業者への処理委託量	11
⑬再生利用業者への処理委託量	11
⑭熱回収認定業者への処理委託量	0
⑮熱回収を行う業者への処理委託量	0

②自ら直接再生利用した量	0	⑧自ら中間処理した後再生利用した量	0	⑫のうち再生利用業者への処理委託量	11
③自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量	0	⑨自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	0	⑬のうち熱回収認定業者への処理委託量	0
④自ら中間処理した量	0	⑩自ら中間処理による減量した量	0	⑭のうち熱回収認定業者以外の業者への処理委託量	11
⑤⑥のうち熱回収を行った量	0	⑪直接及び自ら中間処理した後の残さざり減量した量	0	⑮熱回収を行う業者への処理委託量	0
⑦自ら中間処理により減量した量	0	⑫のうち優良認定処理業者への処理委託量	11	⑯のうち優良認定処理業者への処理委託量	0
⑨自ら埋立処分を行った量	0	⑬のうち再生利用業者への処理委託量	11	⑰のうち熱回収認定業者への処理委託量	0
⑪全処理委託量	11	⑭のうち熱回収認定業者以外の業者への処理委託量	0	⑱のうち熱回収認定業者への処理委託量	0
⑫優良認定処理業者への処理委託量	11	⑮のうち熱回収を行う業者への処理委託量	0	⑲のうち熱回収認定業者への処理委託量	0
⑬再生利用業者への処理委託量	11	⑯のうち熱回収認定業者以外の業者への処理委託量	0	⑳のうち熱回収認定業者への処理委託量	0
⑭熱回収認定業者への処理委託量	0	⑰のうち熱回収を行う業者への処理委託量	0	㉑のうち熱回収認定業者への処理委託量	0
⑮熱回収を行う業者への処理委託量	0	㉒のうち熱回収認定業者への処理委託量	0	㉓のうち熱回収認定業者への処理委託量	0

(第2面)

## 計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: ②コンクリート破片)

有償物量
------

不要物等発生量
---------

自ら直接 再生利用した量
-----------------

自ら中間処理した後 再生利用した量
----------------------

排出量
-----

項目 ①排出量
------------

自ら中間処理 した量
---------------

自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投入処分した量
------------------------------------

自ら中間処理によ り減量した量
--------------------

自ら中間処理した後 中間処理した自ら の処理委託量
---------------------------------

⑩のうち再生利用 業者への処理委託量
-----------------------

⑪のうち熱回収認定 業者への処理委託量
------------------------

⑫のうち熱回収認定 業者以外の 熱回収を行う業者 への処理委託量
---

⑬のうち優良認定 業者への 処理委託量
---------------------------

⑭のうち再生利用業者 への処理 委託量
---------------------------

⑮のうち熱回収認定業者 への処理 委託量
----------------------------

⑯のうち熱回収認定業者 以外の 熱回収を行う業者 への処理 委託量
---

## 計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: ③アスコン破片)

有償物量	
------	--

不要物等発生量	
---------	--

排出量	1815
自ら直接 再生利用した量	② 0
自ら直接埋立処分又は 海洋投入処分した量	③ 0

項目	実績値
①排出量	1815
②+③自ら再生利用を行った量	0
④自ら熱回収を行った量	0
⑤自ら中間処理により減量した量	0
⑥自ら中間処理した後の残さ量	0
⑦自ら中間処理により減量した量	0
⑧自ら中間処理した後 再生利用した量	⑧ 0
⑨自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投入処分した量	⑨ 0
⑩直接及び自ら 中間処理した後の 處理委託量	⑩ 1815
⑪自ら中間処理により減量した量	0
⑫自ら中間処理した後 業者への處理委託量	⑫ 1815
⑬自ら中間処理した後 自ら熱回収認定業者への處理委託量	⑬ 0
⑭自ら中間処理した後 業者以外の業者への熱回収を行う業者への處理委託量	⑭ 0
⑮自ら中間処理した後 優良認定業者への處理委託量	⑮ 0
⑯自ら中間処理した後 再生利用業者への處理委託量	⑯ 0
⑰自ら中間処理した後 熱回収認定業者以外の業者への熱回収を行う業者への處理委託量	⑰ 0

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: ④)混合管理 )

有償物量	
------	--

不要物等発生量	
---------	--

排出量	①	24
自ら直接 再生利用した量	②	0

項目	美濃値	
①排出量	24	
②+③自ら再生利用を行った量	0	
⑤自ら熱回収を行った量	0	
⑦自ら中間処理により減量した量	0	
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0	
⑩全処理委託量	24	
⑪優良認定処理業者への処理委託量	24	
⑫再生利用業者への処理委託量	1	
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0	
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行った業者への処理委託量	0	

自ら直接 再生利用した量	②	0
自ら直接埋立処分又は 海洋投入処分した量	③	0

自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投入処分した量	④	0
自ら中間処理した後 の残さ量	⑥	0

自ら中間処理 した量	④	0
④のうち熱回収 を行った量	⑤	0

自ら中間処理した後 の残さ量	⑥	0
自ら中間処理によ り減量した量	⑦	0

自ら中間処理した後 の残さ量	⑥	0
直接及び自ら 中間処理した後 の処理委託量	⑪	24

自ら中間処理した後 の残さ量	⑥	0
⑩のうち熱回収認定 業者以外の 熱回収を行った業者 への処理委託量	⑫	0

自ら中間処理した後 の残さ量	⑥	0
⑩のうち優良認定 処理業者への 処理委託量	⑪	24

(第2面)

## 備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物処理に関して、①～⑯の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
  - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
  - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
  - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
  - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
  - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
  - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
  - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
  - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
  - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
  - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
  - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
  - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
  - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
  - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄には、何も記入しないこと。